

令和5年5月12日

利用者並びに保護者の皆様

社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団
理事長 山口明哲

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する対応について（お願い）

日頃より法人の運営に関しましてご理解、ご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更され、感染者の待機期間や濃厚接触者の取り扱い等が見直されました。このことを受け、当法人では、下記のとおり利用者様の対応の一部を変更させていただきます。

なお、職員については、従来どおり基本的な感染対策を継続いたします。

記

1 感染者の待機期間

発症後5日間を経過し症状が軽快して24時間が経過するまで

2 同居の家族が感染した場合

感染者との接触から5日間は、体調に変化がないか確認をお願いいたします。感染症法に基づく外出自粛は求められないことから体調に変化がなければ利用自粛は求めません。なお、事業所でも体調の変化に留意したいため、ご家族の感染の際はご報告をお願いいたします。

3 その他感染対策

マスクの着用、体調チェック表の提出、バス乗車前の検温、手指消毒など、事業所毎の感染対策については、当分の間、従前どおり実施させていただきますので、ご協力をお願いいたします。